

令和7年度 古賀市  
物価高騰対策事業者支援補助金（省エネ推進タイプ）  
【公募要領】

■ 補助金の目的

物価高騰の影響を受ける市内の中小企業者に対し、省エネ機器の導入による経営コストの低減を促進し、将来にわたる効率的な経営を後押しすることで、市内の商工業の発展を図ることを目的とします。

■ 補助対象者

以下の要件を全て満たす者が対象となります。

- ①古賀市内に事業所等（事務所、工場又は店舗）を有する中小企業者（※）であること。
- ②市税に滞納がないこと。
- ③交付申請後も市内で事業を継続する意思があること。
- ④関係法令を遵守していること。

※「中小企業者」とは

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する者

業種	中小企業者の要件
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

次のいずれかに該当する場合は本申請の対象外です。

- ・ 宗教的活動又は政治的活動を目的とする事業を営む者
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に該当する営業を営む者
- ・ 公序良俗に反する事業を営む者
- ・ 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- ・ 各種法令等の許可が必要な業種で、当該許可等を取得していない者
- ・ 同一年度内にすでに本補助金の交付をすでに受けている、又は受ける予定がある者
- ・ その他市長が適当でないとする者

## ■ 補助対象事業

令和7年4月1日から令和8年1月30日の期間において、以下に掲げる機器を導入するものを補助対象とします。

### < 補助対象機器 >

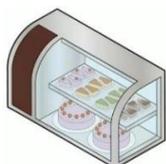
#### ① 給湯器・ボイラ



#### ② 厨房機器（コンロ、オーブン、レンジ、炊飯器、食洗器、食品加工機など）



#### ③ 保温・保冷機器（保温・保冷機、保温・保冷機、冷凍・冷蔵ショーケースなど）



※冷凍・冷蔵庫は対象外

#### ④ 冷暖房機器（ファンヒーター、冷風機など）



※エアコンは対象外

- ・カタログ、パッケージ等に統一省エネラベル等（※）の表示や省エネ性能に関する記載があり、導入により事業所全体の消費エネルギーの減少が見込める機器を対象とします。
- ・電気、ガス、灯油等、燃料の種別は問いません。
- ・本補助金は、機器の買い替えにより、エネルギーコストを低減し、経営効率化を図ることを想定していますが、機器を新規に導入する場合も対象とします。ただし、機器を新規に導入することにより、経営効率化が図られる場合に限りです。
- ・導入しようとする機器が補助対象となるか否かを確認するため、市担当窓口への事前相談を推奨します。

※「統一省エネラベル」とは

資源エネルギー庁が運用する家電製品等の省エネ性能の評価・表示制度（オレンジマークは省エネ目標未達成のため、その他の確認が必要です。）



※機器の新規導入について

本補助金は、省エネ性能の高い機器への買い替えにより、エネルギーコストを低減し、経営効率化を図ることを目的としていますが、機器を新規に導入する場合も対象なり得ます。

ただし、単に機器を新規に導入するだけでは、消費エネルギーや経営コストが増大するため、当該機器の導入により経営効率化が図られることを説明する書面の提出が必要です。書面の様式は任意としますが、市ホームページに参考様式を掲載しますので、適宜活用ください。

<新規導入の場合で補助対象となり得る事例>

- ・大型の炊飯器で調理・保存を行っていたが、低出力の保温庫を導入することで、保存にかかる電力消費を低減する。
- ・ガスファンヒーターを導入し、事業所内の暖房効率を高め、エアコンの電力消費を低減する。

次のいずれかに該当する場合は補助対象外です。

- ・事業所等の規模に対して機能や数量が過大なもの。
- ・事業の用に供すると認められないもの。
- ・中古又はリース取引等により取得したもの。
- ・販売、貸付等による利益を目的とするもの。
- ・転売、返品、贈与等を目的とするもの。
- ・将来の使用に向けた備蓄を目的とするもの。
- ・従業員の福利厚生を目的とするもの。
- ・過去に「古賀市電気（・ガス）料金高騰対策事業者支援金」（以下「支援金」という。）により取得した機器と同一又は類似の機器の取得を目的とするもの。

（例1）過去に支援金で給湯器を取得したが、よりスペックの高い給湯器への買い替えを行う場合 ⇒ ×補助対象外（同一品目のため）

（例2）過去に支援金で電子レンジを取得したが、新たに炊飯器と石油ファンヒーターを取得する場合 ⇒ ○補助対象（品目が異なるため）

- ・その他市長が適当でないとするもの

## ■補助対象経費、補助金額等

令和7年4月1日から令和8年1月30日までに導入した補助対象機器の購入と設置に要する費用の2/3に相当する金額を、1申請者あたり最大50万円まで補助します。

※1,000円未満の端数は切り捨てとします。

※申請は、1事業者につき1回限りとします。

次のいずれかに該当する経費は補助対象外です。

- ・公租公課
- ・修理、修繕にかかる費用
- ・オプション品等、機器本来の機能に関与しないものにかかる費用
- ・設置に伴って行う追加工事にかかる費用（例：建屋の改築に係る費用）
- ・既存設備等の撤去・廃棄にかかる費用（リサイクル料を含む）
- ・各種保証、保険料
- ・相談料、各種手数料
- ・各種ポイント等を利用した場合のポイント利用額や値引き相当額

- ・その他市長が適当でないとする経費

※補助対象経費の具体的内容について、ご不明な点は事前にご相談ください。

## ■申し込み

---

1. 提出先 古賀市役所商工政策課 事業者支援係

### 2. 提出書類

- ①古賀市物価高騰対策事業者支援補助金（省エネ推進タイプ）交付申請書兼実績報告書（兼確定通知書）（様式第1号）
- ②誓約書兼同意書（別紙1）
- ③交付申請額計算書（別紙2）
- ④市内中小企業者であることが確認できる書類  
【法人】法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の写し  
【個人】事業を営んでいることが分かる書類（確定申告書の写しなど）  
※上記書類で市内事業所等の住所が確認できない場合、公共料金の領収書など、市内で事業を営んでいることが確認できる書類を提出してください。
- ⑤本人確認書類（個人事業主の場合）
- ⑥支払いを証する領収書  
※宛名、型式・型番、数量の記載があること。  
※費用の内訳が不明瞭な場合、別途明細書を提出してください。
- ⑦省エネ性能が分かる書類（製品カタログ、統一省エネラベル等が映った写真など）
- ⑧設置状況が分かる書類（写真など）
- ⑨市税に滞納がない証明書（市収納管理課にて発行しています。）
- ⑩振込先が分かる書類（通帳の写しなど）

※既に導入した機器や導入を検討している機器が補助対象となるか等、事前に相談いただくことを推奨します。市ホームページ上に事前相談受付シートを掲載していますので、予め記入のうえ窓口を持参ください。

※上記の他、必要に応じて書類の追加提出をお願いすることがあります。

## ■申請期間

---

令和7年8月29日（金）～令和8年1月30日（金）16:00【必着】

※予算上限に達した場合、予告なく受付を終了します。申請期限までに事前相談を行っていた場合でも補助金が交付できない場合がありますので、予めご了承ください。

## ■その他

---

- ・本補助金公募要領及び補助金交付要綱に記載のない内容はすべて古賀市補助金交付規則（平成31年規則第8号）に基づき事業を行う必要があります。
- ・補助金は銀行口座への振込となり、振込先口座は申請者と同一名義である必要があります。
- ・ご提出いただいた書類一式は返却しません。
- ・補助事業により取得した財産については、適正に管理する必要があり、市長の承認を得ずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、破棄、又は担保提供する

ことはできません。また、承認を得た場合でも、補助金を一部返還していただく場合があります。

■ 問い合わせ先

---

古賀市役所商工政策課 事業者支援係  
〒811-3192 福岡県古賀市駅東1-1-1  
電話：092-942-1176 FAX :092-942-3758  
e-mail：[k-shien@city.koga.fukuoka.jp](mailto:k-shien@city.koga.fukuoka.jp)